

ら、本件事業は、早急に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

第4期事業計画地は、平出遺跡における平安時代の農村集落の全ぼうを解明させるための重要な場所であることが確認されている。起業者は、遺構の存在が確実に見込まれる地域から起業地の範囲を決定しているものであり、本件事業に係る起業地の範囲は適正な規模であると認められる。

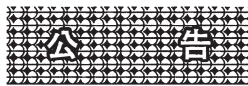
また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
塩尻市役所

建築管理課土地・景観室



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年11月14日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

- (1) 借入等をする物品及び数量
物品調達システム用サーバ 一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書による。
- (3) 借入等の期間
平成18年1月1日から平成18年3月31日まで
- (4) 納入場所
長野県庁総務部管財課
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格

(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 借入をする物品等に関し、アフターサービス、メンテナンス(保守・管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026 (235) 7079
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)
ア 日時 平成17年11月25日 午後5時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県総務部管財課
 - (3) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成17年11月30日 午後3時
イ 場所 長野県庁 本館入札室
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年11月22日(火)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
要しませぬ。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

管 財 課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年11月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年11月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 松本スポーツアカデミー
- 3 代表者の氏名
大出裕之
- 4 主たる事務所の所在地
松本市城東2丁目5番8号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、松本周辺地域を中心に出来るだけ数多くの子ども達に対して、サッカー塾をはじめとしたスポーツ全般における教育指導を軸に、スポーツに親しむよりよい環境を提供する事業を行い、長野県全体のスポーツの普及とレベルアップを図り、また、スポーツを通じた子ども達の健全な心身の育成に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンマックス飯田店
飯田市上郷飯沼1452-3
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
吉川建設(株)
飯田市松尾町2-25
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
(株)ニシザワ
伊那市大字伊那部字日影435-1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成18年9月2日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,443平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 63台
 - (2) 駐輪場の収容台数 20台
 - (3) 荷さばき施設の面積 176平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 14立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後11時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時から午後11時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前7時から午後7時まで

8 届出年月日

平成17年11月1日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

10 縦覧の期間

平成17年11月14日から平成18年3月14日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
あづみのショッピングPLAZA
安曇野市穂高801-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)アップルランド
松本市大字今井7155-28
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
(株)アップルランド
松本市大字今井7155-28
(株)ファーストリテイリング
山口市大字佐山717-1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成18年6月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,380平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 228台
- (2) 駐輪場の収容台数 42台
- (3) 荷さばき施設の面積 89平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 27立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	開店時刻	閉店時刻
(株)アップルランド	午前8時	午後11時
(株)ファーストリテイリング		

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

1	午前7時30分から午後11時30分まで
2	
3	24時間

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 6か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

1	午前6時から午後7時まで
2	

8 届出年月日

平成17年10月28日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

10 縦覧の期間

平成17年11月14日から平成18年3月14日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更しました。

なお、変更区域に係る図面は、長和町役場において縦覧に供します。

平成17年11月14日

長野県知事 田中康夫

農業振興地域の区域の変更(統合)

(旧)

農業振興地域名	市町村名	面積(ha)
長門農業振興地域	長門町	2,590
和田農業振興地域	和田村	1,055

(新)

農業振興地域名	市町村名	面積(ha)
長和農業振興地域	長和町	3,645

農政課

公告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により中部山岳地域森林計画をたてたいので、同法第6条第1項の規定により当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、理由を付した文書をもって、知事に意見を申し立てることができます。

平成17年11月14日

長野県知事 田中康夫

1 森林計画区の名称

中部山岳森林計画区

2 縦覧の場所

長野県林務部林政課、長野県庁行政情報センター、長野県松本地方事務所及び長野県北安曇地方事務所

3 縦覧の期間

平成17年11月14日から平成17年12月13日まで

林政課

公告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定により千曲川下流地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、理由を付した文書をもって、知事に意見を申し立てることができます。

平成17年11月14日

長野県知事 田中康夫

1 森林計画区の名称

千曲川下流森林計画区

2 縦覧の場所

長野県林務部林政課、長野県庁行政情報センター、長野県長野地方事務所及び長野県北信地方事務所

3 縦覧の期間

平成17年11月14日から平成17年12月13日まで

林 政 課

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により千曲川上流地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、理由を付した文書をもって、知事に意見を申し立てることができます。

平成17年11月14日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 森林計画区の名称
千曲川上流森林計画区
- 2 縦覧の場所
長野県林務部林政課、長野県庁行政情報センター、長野県佐久地方事務所及び長野県上小地方事務所
- 3 縦覧の期間
平成17年11月14日から平成17年12月13日まで

林 政 課

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により伊那谷地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、理由を付した文書をもって、知事に意見を申し立てることができます。

平成17年11月14日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 森林計画区の名称
伊那谷森林計画区
- 2 縦覧の場所
長野県林務部林政課、長野県庁行政情報センター、長野県諏訪地方事務所、長野県上伊那地方事務所及び長野県下伊那地方事務所
- 3 縦覧の期間
平成17年11月14日から平成17年12月13日まで

林 政 課

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により木曾谷地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、理由を付した文書をもって、知事

に意見を申し立てることができます。

平成17年11月14日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 森林計画区の名称
木曾谷森林計画区
- 2 縦覧の場所
長野県林務部林政課、長野県庁行政情報センター及び長野県木曾地方事務所
- 3 縦覧の期間
平成17年11月14日から平成17年12月13日まで

林 政 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年11月14日

長野県中野建設事務所長 保 谷 真 司

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品及び数量
灯油 126,000リットル
 - (2) 物品の特質
仕様書のとおり
 - (3) 納入期限
契約締結日の翌日から平成18年3月31日までの間で別に定める日
 - (4) 納入場所
山ノ内町大字平穏 国道292号蓮池交差点無散水消雪機械室
 - (5) 入札方法
1リットル当たりの売買単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上の等級に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
中野市中央1丁目4-19
長野県中野建設事務所総務課
電話 0269 (22) 3138
- 4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）
ア 日時 平成17年11月30日 午後5時（必着）
イ 場所 中野市中央1丁目4-19（郵便番号 383-0022）
長野県中野建設事務所総務課
- (3) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成17年12月1日 午後2時
イ 場所 中野市中央1丁目4-19
長野県中野庁舎201号会議室
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要です。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

道路維持課

平成17年 8月15日

教学指導課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成17年11月14日

長野県総合教育センター所長 窪田 芳夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
CIM（コンピュータ統合生産）システム一式の賃借
- 2 契約に関する事務を担当する課所の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県総合教育センター
 - (2) 所在地 塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4
- 3 落札者を決定した日
平成17年9月27日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野エプソンシステム販売株式会社
 - (2) 所在地 松本市白板2-4-14
- 5 落札金額
1月当たりの賃借額 1,420,492円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日